

令和4年5月10日（火）午前9時30分より、5月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第4号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について
議案第5号 あっせん申し出について
議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和4年6月9日（木） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 7番 井手国春

事務局 矢永 孝治 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は18番、19番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名18番、19番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について

議案第5号 あっせん申し出について

議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は東側の既設の側溝から北側の既存の水路に放流される計画です。上下水道は西側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。計画変更承認申請も提出されており、平成11年に店舗と倉庫建築で転用許可済となっていました。隣接地に建物ができ、道路からの見通しが悪くなってしまったため別の土地に店舗等は建てられたそうです。なお当時の譲受人は申請人の母でしたが、土地所有者の変更等はないままでした。また、4月28日に現地確認に行ったところ抜根をできていないため始末書付きとなっております。始末書の話聞くために行政書士に来ていただいております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 抜根以外は問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありますか。

18番 河野委員 自分が造園業をやっている農地を抜根しても始末書になるのですか。今回は他人の農地を買う場合に抜根をやってしまっていたというケースだったので始末書なのは分かるんですが。

事務局 野口 今回のケースも本人さん所有の農地という訳ではないです。家族や親戚の所有だとは思いますが、伐採までは良かったのですが、抜根で土を掘り起こしたということで問題になります。そのままの状態にしておかないといけないので。

18番 河野委員 親が植えた植木を子どもが抜くのもだめなのですか。

10番 樋口委員 農地を農地として使うのであれば何の問題もないです。植木を抜いた後にまた植木を植えるとか。事務局が説明したように住宅用として申請した後に抜根しているんですよ。だからいけないんです。質問があったら行政書士さんがいらしていますのでその方をお願いします。

議長 柳 行政書士さんをお願いします。

(行政書士入室)

議長 柳 皆さんが聞きたいことがありましたら質問をしてください。

6番 久保委員 始末書は本人が書いたのですか。それとも行政から指摘されて書かれたのですか。

10番 樋口委員 本人さんにも私はお会いしましたが、始末書に書いてあるように本当に知らなかった、どう書いたらいいのですかとは言われました。

議長 柳 始末書の文書については行政書士さんの指導で書かれたのですか。

行政書士 はい。私の説明不足でした申し訳ございません。伐採までは良いと話していたのですが、抜根までの違いがよく分かっていなかったようで。本人さんに悪意はありませんでした。

18番 河野委員 悪意がどうこうではなくて、行政書士さんがきちんと指導をしとかないと。

議長 柳 指摘されてすぐに抜根を止めてありますので、私は悪意はなかったと感じていますがどうですかね。

行政書士 本人も始末書の話聞いて非常にびっくりしてました。本当に知りませんでした。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは行政書士さんは一度外にお願いします。
(行政書士退室)

議長 柳 何か意見はありますか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

(行政書士入室)

議長 柳 許可相当となりました。今後はきちんと指導をお願いします。

行政書士 ありがとうございます。

(行政書士退室)

議長 柳 それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の近隣商業地域で第3種農地判断となります。申請地の一部が隣接の福祉施設の駐車場として既に使用されているため始末書付きとなっております。雨水は南側のU型側溝から、西側の道路側溝に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。始末書の内容としては、賃借人が現況が更地のようになっていたため、農地とは知らずに令和3年1月頃から駐車場として利用していたというものです。なお、当時の所有者である貸人の父は亡くなっており、令和3年5月に貸人が相続されています。始末書の話聞くために借人の福祉施設の方と貸人に出てきてもらうよう話をしていましたが、貸人は都合がつかないとのことで借人の福祉施設の方と設計業者の方に来ていただいています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 私はこれに対して印鑑は押しておりません。去年相続された時に町の方で色々あって駐車場として利用しているのを発見し本人に通知があったそうです。先日貸人が来られた時には農業委員の会長が30万円程取りやがったと言われました。いやいやそれは業者に支払うお金であって申請自体にお金はかからないじゃないですかと言ったところ貴様喧嘩するのかと言われました。その他にも色々と言われました。きちんと申請していれば無条件で良かったんですけどね。ただ土地に関しては父親

が絶対だったとは思いますが。皆さんで審議してください。

議長 柳 要はそのお父さんがやっちゃってしまっていたそうです。私の名前で違反しているという通知が出されたためカチンときているみたいです。一度事務局と集まって2時間程話はしています。とりあえず申請者を呼んでありますのでそちらで話を聞いてください。

(申請者入室)

借人 本日代表が県外出張でどうしても出席ができなくなってしまい、職員2名で来ました。

議長 柳 何年お勤めの方になるのでしょうか。

借人 2年半と6年目になります。

議長 柳 話を聞かせていただきたい点として、農地を駐車場として無断で使っていたことで、農地であるため許可を受けないとだめなんですよ。知ってか知らんでは分からないけど、知ってたら尚悪いんで知らんでやったとは思うんだけど。最初からの経緯を説明してください。

設計業者 農地を農地転用せずに駐車場として使ってしまったことは大変申し訳ないと貸人の方から聞いております。令和3年1月から駐車場として使っていたそうです。元々更地だったので農地とは思っていなかったと。当時どういう契約形態だったかは分かりませんが、借人の方が駐車場にやっちゃったとのこと。

18番 河野委員 貸人が最初に違反していると分かったのは、父から名義を変えた時に税務課から報告があり、農地を無断で使っているという通知が届いてからだと思います。ただ当時の所有者の父親は宅地建物取引業の資格も持っていたから知っていたはず。

議長 柳 当時は口約束で畑を使っているという話だったんじゃないかと思う。それを平坦地だから駐車場にしてしまったと。それから息子が引き継いだところに農業委員会から通知が届いたから何で俺がという思いもあるんじゃないかと。福祉施設の方はその点ご存知じゃないですか。

借人 駐車場になる前は家庭菜園をされていたと思います。どういう経緯で駐車場としてしまったかなどは分かりません。

6番 久保委員 相続して分かった時点で何で農業委員会に出てこないんですか。遅かったんじゃないか。

事務局 辻 令和3年11月中旬に税務課から農業委員会に報告があり、事務局から通知を送った数日後に本人さんは窓口に来ています。その後本人さんと事務局と会長とで話し合いをしています。その時に準備が出来次第転用申請をしますという話になっていました。通知が届くまでは違反状態とは分からなかったんじゃないかと思われます。

議長 柳 相続では負の部分も引き継がれてしまい、本人さんもバタバタしてたでしょうから気付かなかった可能性はあるかもしれません。

6番 久保委員 畑なんかは見たら分かると思いますがね。

議長 柳 当時はお父さんがしてるので。息子さんは知らなかったんじゃないかと。

18番 河野委員 土地については父親が絶対で息子さんは口出すことはできなかつたみたいですよ。
議長 柳 口約束だったため駐車場になってしまったのかと。当事者がいないのでいくら聞いたところで分からないとは思いますが。あまり時間を取っても仕方ないと思いますので、皆さん他に聞いておくことはありませんか。なければ採決を採りますので、一度外に出ておいてください。

(申請者退室)

議長 柳 採決を採る前に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 今回は賛成多数で許可相当となりました。今後は十分気を付けるよう伝えといてくださいね。二度目はありませんので。

借人 すみません。色々ご迷惑をおかけしました。ありがとうございました。

議長 柳 それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は建売住宅3戸になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は北側の既設の道路側溝に放流する計画です。上水道は東側の道路、下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 平田委員 担当の井手委員が欠席のため話を聞いております。住宅とつながっているため、問題はないだろうということです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。なお、11番まで申請者が同一人物ですので一括で説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1～11番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については田2筆715㎡、畑1筆746㎡の売買で730万5千円です。

2番については畑2筆2,012㎡の売買で934万3千円です。

3番については畑3筆1,434㎡の売買で573万6千円です。

4番については畑1筆422㎡の売買で189万9千円です。

5番については畑2筆2,840㎡の売買で1,420万円です。

6番については畑1筆745㎡の売買で372万5千円です。

7番については畑1筆1,015㎡の売買で456万7千5百円です。

8番については畑1筆538㎡の売買で269万円です。

9番については畑2筆2,868㎡の売買で1,290万6千円です。

10番については畑2筆1,832㎡の売買で883万円です。

11番については田1筆1,310㎡の売買で589万5千円です。

申請者の耕作面積は130,751.68㎡で久留米市と小郡市に農地を所有されています。本日は申請者に来ていただいております。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 自分の所にブローカーがサインをしてくれと来ました。樋口委員のところにも来られているみたいですが。内容を見てみるとあまりに面積が広く単価も非常に高くなっています。売り手と買い手が良ければ問題ないかもしれませんが。何か目的はありますかと聞いたら申請者はカントリーゴルフ場を持っているから木が枯れたりした時に植え替えたりするために植木を植えるということを言われました。今は青地で全く転用もできないそうですが、数年後にどうなるかは分かりません。インターからも近いですし。

議長 柳 そういうことは本人に聞いてみてください。それでは申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 本人さんが来られていますので質問があったら皆さん聞いてください。

6番 久保委員 農地を買いたいからとブローカーの方が2人家に来られました。売りたい方は大変喜んでおります。ただ農業委員の立場からすると青地農地なのに非常に高い金額での売買となっていますので、どのような考えを持たれているかを教えていただきたいと思います。

申請者 現在九州内で9コースのゴルフ場を持っています。申請地を見た時にちょっと言いくいのですが、全体的に荒廃農地のように感じられました。私としては植木を植える場所を探していたため丁度良い場所だと思いました。芝も植えたいと考えております。ゴルフ場の芝が病気によって枯れたりした時に芝屋から買うと昔は1枚200円くらいで買えてましたが、今は300円くらいするようになりました。それだったら自分で栽培しようと思ったところです。農地は1反当たり7~80万円が平均的な価格と思いますが、この近くには住宅や倉庫などがあるため、将来的に物流団地や住宅ができる可能性もあるため、農地を持たれている方に足元を見た購入をしたくないという思いがあります。将来的に可能であれば倉庫を建てたり資材置場として利用できたらいいですが。地権者を無視したやり方はまずいと思います。久留米市や小郡市でも平均より高い金額で売買しております。植木や麦にハウスがありますが、部分的には土壌にあった生産物も作れたらとは思っております。

議長 柳 農地法3条で買うということだから農地として買うということです。耕作のために野菜を作って生産してということであると思います。善導寺や小郡の高速道路近く

で農地を買われているという話は聞いております。先程委員が言っていたように金額は非常に高いとは思いますが、今の話を聞いて買う側がそれだけの価値があると思うのであればなんとも言えませんが、周りで7～80万円の話をしよるのに500万円とかの話を持ってこられると他に影響が出てしまうんじゃないかと思いがあって本日は来てもらったんです。実を言いますと●●さんからも話を聞きました。不動産にも手をかけてますと。ただ順調にやってますから問題はないと思えます。思い立ったらやるという人だからと。変なことだけはしないでくださいね。先程倉庫を建てるという話もされていましたが、農地を買っているのだから農地として使われるようお願いします。

申請者 無許可で何かすることは絶対にありません。将来的にどうなっていくかは分かりませんが。きちんと申請は行います。同じ三井郡で生まれ育ってますので変なことだけはしませんので。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 これ以降はどれだけの面積を買う予定なのでしょうか。

申請者 2万坪を考えています。地主さんからは上げ膳据え膳で大変感謝されているそうです。私は他の方々と違って足元を見て買うことはありませんので。先祖代々作られてきた土地です。本当の農業専用地区であれば7～80万円かもしれませんが。将来的な期待もしながら今回の売買をさせていただいております。

6番 久保委員 真ん中に町道が走っているのはどうなりますか。

申請者 現況そのままです。扱えない部分はどうかできませんと思いますので。

6番 久保委員 むしろ広げてもらいたいくらいです。

申請者 意見があれば応えたいと思います。

議長 柳 きちんと農地として使ってくださいね。

6番 久保委員 荒らかされた場合はどうされますか。

申請者 100%現状より荒らすことはありません。他の所では農業委員会から感謝されました。今まで荒れていたあぜ道などきちんと草刈りして管理されているということです。地元だから変なことはできんとですよ。仕事でお世話になっておりますので。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ申請者は一度退室をお願いします。

(申請者退室)

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 今の青地で除外が絶対できないのでしょ。

議長 柳 絶対できん。だから農地は農地として使いなさいと言うとでしょ。

6番 久保委員 10年先は役場の行政の方で開発はノータッチですか。会社が買い占めてるのを地元の役場は黙ってみているのですか。

10番 樋口委員 町の見直しがあれば変わってくるでしょうけど私たちは分かりませんよ。

6番 久保委員 計画はないんですか。

議長 柳 だからそういう計画はまだ町は持ってませんよ。そりゃ10年後30年後の話をし

でも分かりませんよ。

6 番 久保委員 じゃあ町はせんのですかね。指くわえて見守ってるだけなんですね。

10 番 樋口委員 だから農地として使ってもらって●●さんもおっしゃいましたじゃないですか。

6 番 久保委員 だから行政が先を見てなんでしないんですかという話です。●●さんは将来的には色々使えればって話してたじゃないですか。先は考えんと。

議長 柳 行政はそこまで考えんって。

6 番 久保委員 絶対せんと。

議長 柳 絶対せんとは言えませんが。状況が変われば町長も考えるかもしれませんが。今は考えるものではないじゃないですか。

6 番 久保委員 先の方を見てから考えろと。

18 番 河野委員 私からもいいですか。この件については私も以前からご質問したことがあるんですけど、町としてそういうところを将来的にここは団地にする工業団地にするという構想を、運送業者がちょこちょこ入ってきたら買収ができなくなるんですよ。中国とか色々な所から企業が入ってくるからそれを誘致するのが町じゃないかなと。以前から話を出していますが、指定だけしてもらえればいいんですよ。あそこは農業として使えないんですよ。そういう所がたくさんあるんですよ。

議長 柳 だから農業委員会はそういうことをする場ではないと言ってるんです。今出てきたものをどういう風にしますかということ判断する。

6 番 久保委員 それは分かりますけど先の方を見てから。

10 番 樋口委員 農業委員会が町に申し上げるべきことでないと会長は今言いよるやんね。農業委員は農地を農地として使ってもらうように。農業委員会は農地を守るんだから。

議長 柳 中立委員が言うから聞いてください。

2 番 棚町委員 そういう意見は僕も詳しくは分かりませんが、町の中でみんなの意見を吸い上げるシステムがあるんじゃないですかね。議会とか。住民協議会とか。そういう中で意見を出したらどうですかね。

6 番 久保委員 こういう話もたまにはあった方がいいと思いますがね。全然関係ないと言われますが。

議長 柳 私はまだ分かん。

6 番 久保委員 私も分かん。

議長 柳 職務を越権しとるとよ。

6 番 久保委員 何がですか。

議長 柳 農業委員会として意見書を町長に出すということだったら私の名前で出さないかん。皆さんがこういうことをしろと。私もよく言うよ。おなじ家の真ん中に農地があつてそんなとこ畑やなかるうと、けど畑は畑やから転用しなさいと。そういうのが農業委員会だから。町をどうしようとかそういうことはもっと上の方が考えますよ。

事務局 矢永 こういう動きがあっているということは町長には報告しています。こういう意見が

出ているということも総会が終わったら町長に報告しようとは思いますが。

12 番 秋吉委員 ちょっと質問なのですが、個人の方がいっぱい農地を買うことに関して抑制やないけど決まりはないとですか。これまでしか買えませんとか。

議長 柳 農地法にそのような規制はないです。農地を持っている以上お前はいっぱい持つとるけん買ったらいかんとは言えません。小郡や久留米の農地も荒らしてはいないので。逆に買ってくださいと面積を広げてくださということになります。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 お待たせしました。田んぼは田んぼとして使ってくださいよということで許可相当となりました。

申請者 ありがとうございます。

(申請者退室)

続きまして、12番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号12番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆1,064㎡の売買で65万円です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

8 番 矢野委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については田4筆3,349㎡、畑1筆482㎡の売買で2,444,221円になります。

2番については田8筆7,120㎡の売買で357万円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 令和4年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(6月分)について説明>

事務局 野口 基盤強化法による6月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

す。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については①479㎡の畑②842㎡の畑③898㎡の田の3筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は森田委員と白石委員の2名をお願いします。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については①607㎡の田②25㎡の田③29㎡の田④51㎡の畑の4筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は實藤委員と矢野委員の2名をお願いします。続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 野口 3番については①2,427㎡の田②4,048㎡の田③913㎡の田④427㎡の田⑤685㎡の田⑥871㎡の田⑦1,820㎡の田8筆の貸借希望です。①と②は売買でも可ということです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は松本委員と樋口委員の2名をお願いします。続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定についての説明>

事務局 野口 農地利用最適化交付金の見直しにより、最適化活動の目標を設定し、公表しなければなりません。また、その達成状況に応じて交付金の金額も変わってきます。1つ目が農地の集積率ですが、現状が60.4%となっていますが、国の目標である80%を達成することを目標としなければなりません。目標年度は福岡県の場合令和10年度になっており、大刀洗町の総合計画でも同じ目標とされています。その達成を目指すために今年度は34haを新規で集積する必要があります。2つ目は遊休農地の解消で、現状の面積が14.8haのうち緑区分が6.7ha、黄区分が8.1haとなっています。緑区分は5分の1の解消が目標となるので、1.3haの解消を目標とし、黄区分は解消のための工程表の策定方針を定めなければなりません。3つ目が新規参入ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得る必要があります。権利移動面積から計算された15.6haの確保が目標となっています。また、最適化活動の目標日数としては月10日になっており、活動強化月間は8月、12月、3月としております。また、これとは別に個人ごとに集積面積や遊休農地の解消面積の目標を決めなければなりません。

議長 柳 これだけの面積を集積するには農業委員さんが地元に行って皆を集めて認定農業者に出せというか法人を作るしかない。農地を持っている人を公民館に集めてもらわなできんでしょ。誰かがリーダーシップを取らんと絶対にならん。集積するのは認定農業者か法人しかいかんとやる。

- 事務局 辻 認定農業者か認定農業者の基準を満たしている人達もしくは法人になります。その人達でないと集積率の対象とはなりません。
- 6番 久保委員 みんな高齢者で後がおらんとはいよるのに。
- 10番 樋口委員 これは相当難しいですよ。あくまで目標でいくしかないんじゃない。
- 6番 久保委員 そげな大きな問題は役場が動かないかん。どうにもできんですよ。
- 10番 樋口委員 役場に全部任せたらいかんよ。
- 議長 柳 自分たちの農地だから自分たちがどうやって守っていくかを考えないといけない。できんことを役場に持っていかないかん。大刀洗町は農業の町なんだから。
- 15番 山見委員 皆が農業委員をしてもらったら違うんでしょうけど。やってみらんと分かん。
- 議長 柳 自分のところが法人化する時は有能な人材を4～5人呼んで立ち上げた。生産組合から移るのはそう苦労しなかった。
- 1番 森田委員 環境やら色々あるからそこで話はしよるけど。ここの田んぼが空いとるけん作ってくれと言ってもいやあとという感じですよ。
- 議長 柳 自分のとこもちょっとしたこはやってます。機械がふとかけん入ったらバックでしか戻れないとこもやってます。この前は1畝もないようなところも買ったりしました。それをするのが法人なので。
- 15番 山見委員 行政区の中で会議をせんと。集積してくださいと言っても実現できませんよ。
- 10番 樋口委員 自分達が活動しとかないと行政は動いてくれんとよ。
- 事務局 野口 一番良いのは生産組合があるところが法人化すると集積率も上がるのかなとは思いますが。
- 議長 柳 グループでしよるところを法人化するのが早い。あとは個人がしよるところをもっと増やすしか。
- 5番 白石委員 休みなしでしよるとにこれ以上はできんですよ。
- 10番 樋口委員 そもそも認定農業者が何人おるねやん。
- 議長 柳 目標は最低ラインでもらうしかないですね。後は中立委員を含めるかどうかは決めなければなりません。含めるのであれば担当地区を決めて活動してもらわないといけないようになります。
- 2番 棚町委員 そもそも何故中立委員を作ったのでしょうか。地元からやってくれと言われた時は農業とは関係ない立場から意見をするという話を聞いていたのに。自分で調べましたがよく分からないことばかりです。中立委員も皆さんと同じようにしなければならぬのかいつも悶々としてるんですけど。これまではどうしてたんでしょうか。
- 議長 柳 これまでは担当地区は持ってません。
- 事務局 辻 今までは月での活動に関して単価が決まっていたため、年1回の遊休農地パトロールに参加するだけでも大丈夫でした。しかし、今年度から最適化の制度が大きく変わってしまい、単価制でもなくなり、最適化活動が月0日の委員がいた場合と年平均5日以下の委員がいた場合は交付金が0になってしまう連帯責任のような形にされてしまいました。そのため中立委員を含めるかどうか各市町村の判断に委ねら

れています。

2 番 棚町委員 お手伝いできることがあればもちろんやりますが、担当地区となると農業に関する知識がないので非常に厳しいです。

事務局 野口 中立委員は農業をしてない方が、転用とかで違う見方で意見を言ってくださいねということのはずです。本来は農業に関する活動をしてくださいというものではないと思われま。ただ今後の活動と交付金に影響があるので本人さんと皆さんが入れるべきかどうかを決めてください。

2 番 棚町委員 自分としては外してほしい。後任の方が自分と同じように農業の知識がないサラリーマンの方がなった場合ずっとやらないといけなくなってしまう。それに私が入っても活動できなかつたら皆さんの交付金がなくなる方が余計申し訳ない。

18 番 河野委員 私も学識経験者は除外された方がいいと思いますが、今回菊池から中立委員が出されております。このままずっと3人で活動しなければならぬとなると菊池だけ負担があるため、他の地区にも回していただけないでしょうか。

事務局 辻 中立委員の推薦については前回は本郷校区で選出していただきましたので、今回は菊池校区をお願いしております。次の改選ではまた他の地区からお願いする予定です。

9 番 佐田委員 個人目標を達成できなかつたら皆さんに迷惑をかけることになってしまうのですか。

事務局 野口 目標を達成できなかつた分については交付金の額が変わるくらいで、迷惑がかかるのは月の最適化活動が0日か年で月平均5日以下になった場合です。

議長 柳 でしたら中立委員は入れないということでもいいですね。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。目標の設定に賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。